

◎新潟県訓令第4号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和38年5月新潟県訓令第18号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（建物等の移転料）</p> <p><b>第28条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償）</p> <p><u><b>第28条の2</b> 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなつた建物が配偶者居住権の目的となつている場合についても、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（移転雑費）</p> <p><b>第37条</b> （略）</p> <p>2 前項の場合において、当該建物等の所有者、<u>借家人及び配偶者居住権を有する者</u>又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（建物等の移転料）</p> <p><b>第28条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（移転雑費）</p> <p><b>第37条</b> （略）</p> <p>2 前項の場合において、当該建物等の所有者<u>及び借家人</u>又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。</p>